

多摩市立諏訪小学校いじめ防止及び不登校対策基本方針

本校では、いじめ防止及び不登校対策に関して以下の対応をすべくここに示す。

I いじめ防止

1 目的

この基本方針は、いじめ防止推進法（以下、「法」という。） 、東京都いじめ防止対策推進条例、東京都いじめ防止対策推進基本方針および多摩市いじめ防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定める。

本校では、いじめを「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）」とし、本校においていじめが絶対に起こらないようにすることを目的とする。

2 基本理念

本校のすべての子供たちは、かけがえのない存在である。よって、いじめを受けた子供たちは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであること、また、いじめを行った子供たちにも、その成長に多大なる影響を与えるものである、と捉えている。

以上のことを深く受け止め、以下の基本理念を掲げていじめの防止に取り組む。

- (1) いじめは、人間の尊厳を傷付ける重大な人格侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。そして、本校の取組が、いじめをせず、相互の人格を尊重できる子供たちを育成できるように 全教職員が不断の努力をする。特に、教職員が、いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を身に付けて子供たちに対応するとともに、教職員の役割と責任を自覚し、組織的な対応ができるようにする。
- (2) いじめはすべての子供に関する問題であり、いじめは、いつ、いかなるところでも起こりうる、との認識に立ち、全教職員で子供たちの状況を十分に把握する。
- (3) 子供たちの 生命及び心身を保護することが最も重要である、という認識に立つ。その上で、家庭、地域、多摩市教育委員会、関係諸機関等と連携しながら、いじめを受けた子供には寄り添って守ること、また、いじめを行った子供には毅然とした態度で十分な指導を行うこと、さらに、周囲の子供たちには勇気をもっていじめ阻止のために行動させるようにする。

3 取組の基本姿勢

いじめは、いつ、いかなるところでも起こりうる、との認識をもち、未然防止、早期発見、

完全解決に向け、全教職員が不断の努力をする。また、積極的に家庭、地域、多摩市教育委員会、関係諸機関等に働きかけて連携を図るなど、組織的な取組ができるように努力する。

4 具体的な取組

(1) 学校いじめ対策委員会として

本校では平素より、児童の課題についての情報提供や対処について話し合っている。緊急を要する場合には、本委員会のメンバーを招集して対応に当たるようにする。

①構成メンバー

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、該当学年主任、学級担任（必要に応じて、スクールカウンセラー、ピアティーチャーなど）

②内容

- 1) 子供たちや学級・学年等の様子についての情報交換を行い、特にいじめの早期発見や早期対応が図れるようにする。また、学年主任は、学年会等で学級の状況について話し合い、必要に応じて情報を提供する。
- 2) 本委員会は、月1回開催することを原則とする。
- 3) 情報は常に管理職に伝えるようにし、校長が「対応の必要あり」と判断した場合には、必ず緊急に委員会を開催する。
- 4) 緊急に委員会を開催した際には、具体的方策を明確にし、事実認定や調査等を行わせるようにする。
- 5) 本委員会は、校長の指導の下、適宜研修会を開催する。

(2) 学校全体での取り組み

本校では、東京都いじめ防止対策基本方針（東京都平成26年7月）を基に、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4段階それぞれに具体的な取組を行うようにする。

① 未然防止

1) 教職員の取組

- ア いじめ防止年間計画の作成
- イ 校内研修会の実施（年間3回）
- ウ 学年会等における情報交換及び夕会での情報共有（随時）
- エ スクールカウンセラーの活用

2) 教育課程への位置付けと具体的な学習活動の実施

- ア 学習年間指導計画や道徳年間計画等への「いじめ」に関する学習の位置付け（含 「SNS 学校ルール」 及び「家庭ルール」）

- イ いじめアンケートの実施（年3回（6月、11月、2月））
- ウ 人権週間における校長の講話及び学級担任による学級指導
- エ いじめや命に関わる報道等を基にした学級指導
- オ スクールカウンセラーの活用についてのガイダンスと積極的な活用
- カ 学習活動における子供たちが相互に関わり合う場の設定

3) 保護者や地域に対する取組

- ア 学校便り、学年便り、学級通信等による保護者への啓発
- イ 保護者会を活用しての保護者への啓発（スクールカウンセラーについての説明等）
- ウ コミュニティ・スクールの学校運営協議会への説明と委員との話し合い

②早期発見

1) 教職員の取組

- ア ①1)にある研修会を基にした具体的な実態把握（意識調査の実施）
- イ 管理職及び学年内での子供たちの観察（随時）
- ウ 学年会等における情報交換
- エ スクールカウンセラーやピアティーチャーとの情報交換
- オ 情報の記録及び共有情報の記録及び共有
- カ 学級担任等へのケア

2) 子供たちへの具体的な働きかけ

- ア スクールカウンセラーとの面談（スクールカウンセラーとの面談（5年生全員、1学期）
- イ いじめアンケートの実施（年3回（6月、11月、2月））
- ウ 担任教員等との面談

3) 保護者や地域との連携

- ア 保護者からの情報収集（随時）保護者からの情報収集（随時）
- イ 保護者のスクールカウンセラーへの相談と情報共有（随時）
- ウ 地域からの訴えによる情報収集と共有（随時）
- エ 児童館等の諸施設との連携

③早期対応

1) いじめ発生時

- ア 臨時学校いじめ対策委員会の開催臨時対策会の設置
- イ 臨時対策会による方針の決定

2) 事情聴取・情報共有事情聴取・情報共有

- ア 管理職や生活指導主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、学年主

- 任、学級担任等による被害者、加害者への聞き取り
- イ 多摩市教育委員会への報告
- ウ アを基にした情報把握
- エ 全教職員による情報共有
- オ 学級担任をはじめとする関係教職員への指導
- 3) いじめ解消に向けた対策
 - ア 被害者に対するケア
 - イ 加害者に対する複数教員による指導
 - ウ いじめを伝えた子供へのケア
 - エ 学級をはじめとする子供たち全体への指導

④重大事態への対応

- 1) 被害者やその保護者への対応
- 2) 加害者やその保護者への対応
- 3) 多摩市教育委員会への報告と連携港区教育委員会への報告と連携
- 4) その他関係諸機関との連携その他関係諸機関との連携

II 不登校対策

1 目的

近年、全国的にも不登校児童が増加傾向にあり、このことは、多摩市立小・中学校の課題でもある。一方、「教育機会確保法（略称）」（2016年公布）では、学校外での多様な学びを提供することが目的とされている。

この状況を踏まえながら、本校では不登校の児童をできるだけなくし、全ての子供たちが本校で教育活動を行えるようにするとともに、子供たち一人一人に応じた教育を提供すべく、対策を講じていくことが急務である、と捉え、不登校対策を行っていくこととする。

2 基本理念

不登校とは、多様な要因や背景によって、子供たちが「結果として不登校状態になっている」ことであり、その行為を「問題行動」と判断していない。また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや社会的自立へのリスクも存在することに留意しなければなりません。

不登校は、学校教育において、どの子にも起こり得るとの認識の下、本人の進路や社会的自立に向けた支援に取り組んでいくことが重要である。また、不登校の要因や背景は複雑であり、その対応に当たっては、学校のみならず、児童・生徒の成長に関わる全ての人が、児童・生徒の成長を支援できるよう、ネットワークを構築していくことが必要です。

以上を踏まえ、学校で取り組めることを明確にして具体的な手立てを講じていくことと

する。

3 取組の基本姿勢

多摩市教育委員会「不登校総合対策「一人ひとりの子どもたちに安心できる学校教育を」には、具体的な取組として「学校の対応力の向上」、「コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実」、「社会的な自立を促す指導の充実」、「学習環境、学習指導・支援の充実」の4項目を設定し、未然防止や早期発見・早期対応、長期化への対応等、児童・生徒の個々の状況に応じた支援策を盛り込んでいる。例えば、不登校が「起こるまで」と「起こってから」とを明確に区別をし、それぞれに合った対応をすることが述べられている。本校も以上を踏まえ、不登校対策を行っていくこととする。

4 具体的な取組

(1) 学校の対応

不登校状態にある子供たちへの支援を行う際、全ての教職員の対応に一貫性をもたせるために、具体的な手立てを明らかにする。

1) 子供たちの欠席状況等と対応の方針

- ア 未然防止—子供たちの行動の変化に着目した的確な状況把握
- イ 早期支援—家庭との連携の強化
- ウ 長期化への対応—スクールカウンセラーや関係機関との連携の強化

2) 的確なアセスメントのための手立て

- ア 日常の生活の中での子供たちの行動観察
- イ 会話などのやりとりを通しての悩みや考えの把握
- ウ アンケートや心理検査等

3) 教育相談の充実

- ア スクールカウンセラーや相談しやすい教職員へ働き掛けられる体制づくり
- イ 多摩市教育センター等の関係機関との連携

4) 家庭支援の充実

- ア 保護者との関係の構築と連携の緊密化
- イ スクールソーシャルワーカー等の活用

(2) コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実

1) 不登校児童への支援の充実

- ア ソーシャルスキルの育成（友人関係の悪化等による不安感や孤独感の軽減、解消を目指して）

2) 特に適応教室等におけるソーシャルスキルトレーニングの充実

- ア 家庭訪問の実施や適応教室等の活用

(3) 社会的自立を促す指導の充実

1) キャリア教育の充実

ア 様々な体験の機会の保障—多くの人とふれ合うことによる自分づくり、生き方づくりの促進

イ キャリア・パスポートの活用—子供たちの「学びの履歴」の把握とこれを踏まえた個に応じた対応

2) キャリアガイダンス機能

ア 特に、卒業期における進路等に関する情報の提供や相談機能の充実

(4) 学習環境、学習指導・支援の充実

1) 家庭における学習支援の充実

ア タブレット端末を活用した学習の実施

イ 家庭訪問等による対面指導の実施

2) 補充学習の実施

ア 地域未来塾等の活用

(5) 学校外の関係機関における支援

学校への登校は難しいが、自宅から外に出て学んだり、様々な人々との交流ができる、あるいは望んだりしている場合には、学校外の関係機関と連携し、ゆっくりと学校や社会とのつながりがもてるように促す。

(6) 教職員の研修

多摩市教育委員会「不登校総合対策」を踏まえた不登校に対する理解の深化を図る。長期休業中の研修を中心に、年3回を計画する。

Ⅲ いじめ及び不登校に対応するための校内組織

